

報道機関配付資料 安城市

件名 コンビニで所得課税証明書が取得できるようになります。

令和6年3月22日

マイナンバーカードをお持ちの方は、所得（非）課税証明書がコンビニ内のマルチコピー機から取得できるようになります。

記

- 1 開始日 令和6年3月29日(金)から
- 2 手数料 200円
- 3 交付年度 最新年度（毎年6月中旬に最新年度に切り替わります。）
- 4 利用できる方
下記条件をすべて満たしている方。
 - ・取得日現在、安城市に住民登録があること。
 - ・証明年度の同年1月1日に安城市に住民登録があること。
 - ・証明年度の所得の申告があること。
- 5 必要なもの
マイナンバーカードまたはスマートフォン
（利用者証明用電子証明書を搭載したもの）
- 6 コンビニ交付サービスを開始している証明書
住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部（一部）事項証明書、戸籍の附票の写し
- 7 その他
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、コンビニ交付及びスマート申請において手数料の減免を行っておりましたが、3月28日（木）をもって、手数料の減免を終了させていただきます。

問い合わせ 安城市役所 市民課

電話（直通） 0566-71-2221



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。